5　重要品種育成事業計画の認定

重要品種育成事業を行おうとする者は、重要品種育成事業の目標等を記載した重要品種育成事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を申請することができるものとし、農林水産大臣は、重要品種育成事業計画が基本方針に適合するものである等の要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。(第六条関係)

6　認定重要品種育成事業者の義務等

⑴　認定重要品種育成事業者は、重要品種育成事業により品種を育成した場合には、遅滞なく、当該品種の概要を農林水産大臣に報告しなければならないものとし、農林水産大臣は、当該報告に基づき、当該報告に係る品種が区別性を有するかどうか確認するものとする。(第十条第一項及び第二項関係)

⑵　認定重要品種育成事業者は、⑴の農林水産大臣の確認により区別性を有する旨の通知を受けた品種について、品種登録出願をするものとする。(第十条第三項関係)

⑶　⑵の品種登録出願がされた品種であって品種登録を受けたもの（以下「育成重要品種」という。）の育成者権者は、当該育成重要品種の種苗に係る育成者権が消滅するまでの間、当該育成重要品種の種苗の広域の普及の妨げとなると認められる行為をしないよう努めなければならないものとする。(第十一条関係)

7　認定重要品種育成事業計画に係る支援措置

⑴　重要品種育成事業計画について５の認定があったときは、認定の日において、認定重要品種育成事業者が認定重要品種育成事業計画に従って行う無人航空機を飛行させる行為について航空法所定の許可等があったものとみなすものとする。(第八条関係)

⑵　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構は、その保有する研究開発に係る設備等について認定重要品種育成事業者が認定重要品種育成事業計画に従って行う利用に供する業務等を行うことができるものとする。(第九条関係)

⑶　農林水産大臣は、６⑵により認定重要品種育成事業計画の実施期間内に品種登録出願がされた品種に係る品種登録出願等について、政令で定めるところにより、出願料等を軽減し、又は免除することができるものとする。(第十条第四項及び第五項関係)

8　都道府県基本計画

都道府県は、４の基本方針に基づき、重要品種の種苗の効率的な生産の振興に関する目標、重要品種種苗生産事業活動を実施する区域（以下「実施区域」という。）等を記載した、当該都道府県の区域内における重要品種種苗生産事業活動の促進に関する基本的な計画（以下「都道府県基本計画」という。）を作成し、農林水産大臣に協議し、その同意を求めることができるものとする。(第十二条関係)

9　重要品種種苗生産事業活動計画の認定

農林水産大臣の同意を得た８の都道府県基本計画における実施区域において重要品種種苗生産事業活動を行おうとする者は、重要品種の種苗の効率的な生産に関する目標等を記載した重要品種種苗生産事業活動計画を作成し、当該実施区域を管轄する都道府県知事の認定を申請することができるものとし、都道府県知事は、重要品種種苗生産事業活動計画が当該都道府県基本計画に適合するものであること等の要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。(第十六条関係)

10　認定重要品種種苗生産事業活動計画に係る支援措置

⑴　９の認定を受けた重要品種種苗生産事業活動計画に従って農地の転用を行う場合には、農地法所定の許可があったものとみなすものとする。(第十八条関係)

⑵　市町村が、地域農業経営基盤強化促進計画に係る協議の場を設ける場合には、認定重要品種種苗生産事業活動実施者は、当該協議の場への参加の申出をすることができるものとし、市町村は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならないものとする。(第十九条関係)

11　重要品種の種苗の生産団地の形成及び重要品種種苗生産事業活動の実施のための栽培の管理に関する協定に係る措置

⑴　実施区域内の農用地所有者等は、重要品種の種苗の生産団地を形成するため、協定区域、栽培の管理に関する事項等を定め、市町村長の認可を受けて、重要品種の種苗の生産団地の形成及び重要品種種苗生産事業活動の実施のための栽培の管理に関する協定（以下「協定」という。）を締結することができるものとする。(第二十条関係)

⑵　市町村長による認可の公告のあった協定は、その公告のあった後において協定区域内の農用地に係る農用地所有者等になった者に対しても、その効力があるものとする。(第二十四条関係)

⑶　認可を受けた協定に係る協定区域内の一団の農用地の所有者が、市町村に対し当該農用地の区域を農用地区域として定めるべきことを要請した場合においては、農業振興地域の整備に関する法律所定の手続の一部を省略できるものとする。(第二十七条関係)

12　雑則及び罰則

⑴　国は、関係者との連携及び協力による重要品種の育成及びその種苗の生産に係る人材の育成及び確保を行うよう努めるものとする。(第二十八条関係)

⑵　国は、国際的な枠組みへの協力を通じて、重要品種に関する知的財産権の保護及び活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。(第二十九条第一項関係)

⑶　国は、我が国における気候の変動に適応した重要品種の育成に資するため、外国の政府等と共同して行う研究その他の国際的な連携の下に行う取組を推進するとともに、その成果の普及及び活用を図るものとする。(第二十九条第二項関係)

⑷　認定重要品種育成事業計画及び認定重要品種種苗生産事業活動計画の実施状況に係る報告徴収及び報告義務違反に対する罰則について必要な規定を設ける。(第三十条及び第三十二条関係)

13　施行期日等

⑴　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(附則第一条関係)

⑵　この法律の施行のために必要な準備規定を設ける。(附則第二条関係)

⑶　この法律の施行状況に関する検討規定を設ける。(附則第三条関係)

⑷　その他関係法律について所要の改正を行う。

◇種苗法の一部を改正する法律（法律第七十二号）（農林水産省）

1　育成者権の効力が及ぶ利用の行為類型への種苗の貸渡しの追加

⑴　育成者権の効力が及ぶ登録品種の利用の行為類型として、種苗の貸渡しを追加する。(第二条第五項関係)

⑵　登録品種の種苗を業として貸し渡す者又は登録品種の種苗の貸渡しのための展示若しくは広告を業として行う者は、第二十一条の二第一項第一号ロ又は第二号ロに規定する制限が付されている旨及び当該制限の内容について公示がなされている旨の表示をその種苗等に付さなければならないこととする。(第二十一条の二第五項及び第六項関係)

⑶　登録品種の種苗を業として貸渡しの申出をし、又は貸し渡す場合には、当該登録品種の名称を使用しなければならないこととするとともに、登録品種が属する農林水産植物の種類又はこれと類似の種類に属する当該登録品種以外の品種の種苗を業として貸渡しの申出をし、又は貸し渡す場合には、当該登録品種の名称を使用してはならないこととする。(第二十二条関係)

⑷　登録品種の種苗を業として貸し渡す者又は登録品種の種苗の貸渡しのための展示若しくは広告を業として行う者は、その種苗が品種登録されている旨の表示を当該種苗等に付さなければならないこととする。(第五十五条関係)

⑸　登録品種以外の品種の種苗に品種登録されている旨の表示又はこれと紛らわしい表示を付したものの貸渡し又は貸渡しのための展示をする行為を禁止するとともに、登録品種以外の品種の種苗を貸し渡すため、広告にその種苗が品種登録されている旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為を禁止する。(第五十六条関係)

2　出願公表に係る出願品種等の種苗又は収穫物を輸出する行為に関する差止請求権

⑴　出願者は、出願公表があった後、第二十一条の二第一項第一号に定める事項その他出願品種の内容を記載した書面を提示して警告をした場合において、その警告後品種登録前に、その出願品種等の種苗の輸出、又は最終消費以外の目的をもってその出願品種等の収穫物の輸出をする者に対し、その輸出する行為により回復することが困難な損害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、当該輸出する行為をやめることを請求することができることとする。(第十四条の二第一項関係)